

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○肥料の登録	(みやぎ米推進課)	一
○肥料の登録有効期間の更新	(同)	二
○特殊肥料の検査結果の公表	(同)	三
○道路の区域変更	(道路課)	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(東部地方振興事務所)	四
公 告		
○人事行政の運営等の状況の公表	(人事課)	四
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	四
選挙管理委員会		
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		五

告 示

○宮城県告示第六百十六号
肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定により、
次のとおり肥料の登録をした。
令和五年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名	生産業者の住所	有効期限
-------	---------------	-------	-------	------	-------	------	-------	----------	--------	---------	---------	------

○宮城県告示第六百十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

令和五年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和五年 五月八日	第六一九号	菌体肥料	R1号	一・〇				含有を許される有害成分の 最大値及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	株式会社日高見牧場	宮城県登米市登米町寺池 銀山一〇八番一	令和八年 五月七日
令和五年 五月八日	第六二〇号	菌体肥料	伊藤ハムデシリ 11号	一・一				含有を許される有害成分の 最大値及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	株式会社日高見牧場	宮城県登米市登米町寺池 銀山一〇八番一	令和八年 五月七日
令和五年 五月八日	第六二一号	菌体肥料	オサペフーズ登 米工場1号	一・〇				含有を許される有害成分の 最大値及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	株式会社日高見牧場	宮城県登米市登米町寺池 銀山一〇八番一	令和八年 五月七日
令和五年 六月二日	第六二二号	菌体肥料	石川食品1号	一・〇				含有を許される有害成分の 最大値及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	株式会社日高見牧場	宮城県登米市登米町寺池 銀山一〇八番一	令和八年 六月一日
令和五年 六月二日	第六二三号	菌体肥料	オサペフーズ1 号	一・〇				含有を許される有害成分の 最大値及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	株式会社日高見牧場	宮城県登米市登米町寺池 銀山一〇八番一	令和八年 六月一日
令和五年 六月二日	第六二四号	菌体肥料	シマダヤ東北1 号	一・〇				含有を許される有害成分の 最大値及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	株式会社日高見牧場	宮城県登米市登米町寺池 銀山一〇八番一	令和八年 六月一日
令和五年 九月四日	第六二五号	菌体肥料	やくらいフーズ 1号	一・〇				含有を許される有害成分の 最大値及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	株式会社日高見牧場	宮城県登米市登米町寺池 銀山一〇八番一	令和八年 九月三日

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所	有効期限
令和五年 三月七日	第六〇一号	副産石灰肥料	カキガラ副産石 灰	窒素全量	りん酸全量	加里全量	含有を許される有害成分の 最大値及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	誠信産業株式会社	岐阜県羽島市足近町南宿 一五六番地一	令和十一年 四月二十四日
令和五年 四月二十一日	第六〇二号	副産石灰肥料	かきガラ副産石 灰				含有を許される有害成分の 最大値及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	誠信産業株式会社	岐阜県羽島市足近町南宿 一五六番地一	令和十一年 五月二十三日
令和五年 五月一日	第六一四号	副産動植物質肥 料	ミズホ液肥5号	六・〇			含有を許される有害成分の 最大値及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	株式会社ミズホ	愛知県名古屋市中昭和区山 花町六四番地の一	令和八年 五月十二日
令和五年 七月十一日	第六六五号	魚かす粉末	イナホ9魚粕粉 末	九・〇	四・〇		含有を許される有害成分の 最大値は公定規格のとおり	株式会社稲井	宮城県塩竈市港町二丁目 四番一五号	令和十一年 七月二十九日

令和五年 七月十一日	第四六六号	魚かす粉末	イナホ10魚粕	一〇・〇	三・〇			含有を許される有害成分の 最大値は公定規格のとおり	株式会社稲井	宮城県塩竈市港町二丁目 四番一五号	令和十一年 七月二十九日
令和五年 七月二十四日	第六〇三号	副産石灰肥料	カキ殻石灰					含有を許される有害成分の 最大値は公定規格のとおり	グリーンプラン株 式会社	宮城県登米市登米町寺池 銀山六〇番地一	令和十一年 八月八日
令和五年 七月三十一日	第四九七号	米ぬか油かす及 びその粉末	王将印脱脂糠	二・五	六・五	二・五		含有を許される有害成分の 最大値は公定規格のとおり	三和油脂株式会社	山形県天童市一日町四丁 目一番二号	令和十二年 八月十七日
令和五年 九月六日	第六〇五号	副産石灰肥料	カキガラ副産石 灰					含有を許される有害成分の 最大値は公定規格のとおり	東方工業株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬東二 丁目一番三番一〇号	令和十一年 十月十七日
令和五年 九月十二日	第六〇四号	副産石灰肥料	かきガラ副産石 灰					含有を許される有害成分の 最大値は公定規格のとおり	東方工業株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬東二 丁目一三番一〇号	令和十一年 十月十一日

○宮城県告示第六百十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、
特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和五年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和五年八月分

特殊肥料 の指定肥料 名	生産業者、輸入業者若し くは販売業者又は表示者	届出 名 (及び商品名)	窒素全量 (%)	りん酸全量 (%)	加里全量 (%)	銅全量 (mg/kg)	亜鉛全量 (mg/kg)	石灰全量 (%)	炭素窒素比	水分含有量 (%)	その他 の検査	備 考
堆肥	齋藤鈴男	沼部エコ堆肥	一・六四	二・八九	二・二五	三五	九四		一八・〇	一五・五		立入年月日 令和五年 八月三日
堆肥	ム 有限会社ビッグ夢ファーム	ビッグ夢ファーム堆肥1号	二・九三	四・七三	一・一三	二六八	六一九		八・一	三三・七		立入年月日 令和五年 八月八日

備考 分析値は、全て現物あたりの数値である。

○宮城県告示第六百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年九月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土
木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類	県道
二 路線名	栗駒岩出山線
三 道路の区域	
変更の区間	
変更の前後	
敷地の幅員	(メートル)
敷地の延長	(メートル)

栗原市一迫真坂字清水花栗三一番一〇五地
先から
同市一迫真坂字清水花栗三一番九〇地先ま
で

前	八・一 一〇・一	四四・八
後	九・八 一五・三	四四・八

○宮城県告示第六百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、穴山土地改良区役員
の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和五年九月二十九日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石川 佳洋

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年九月六日	及川 祐宏	登米市迫町新田字東坂戸二十四番地	理事
令和五年九月六日	安部 昭男	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	理事
令和五年九月六日	菅原 輝雄	登米市迫町新田字松原八十七番地	理事
令和五年九月六日	千葉 春男	栗原市若柳字川南東谷地七十二番地	理事
令和五年九月六日	及川 福恵	登米市迫町新田字彦道百六十一番地	理事
令和五年九月六日	星 雄一	登米市迫町新田字西坂戸百七十四番地	理事
令和五年九月六日	高橋 義智	栗原市若柳字上畑岡磯百十九番地	監事
令和五年九月六日	伊藤 昭博	登米市迫町新田字西坂戸百四十二番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年九月五日	及川 祐宏	登米市迫町新田字東坂戸二十四番地	理事

公 告

令和五年九月五日	安部 昭男	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	理事
令和五年九月五日	菅原 輝雄	登米市迫町新田字松原八十七番地	理事
令和五年九月五日	千葉 春男	栗原市若柳字川南東谷地七十二番地	理事
令和五年九月五日	及川 福恵	登米市迫町新田字彦道百六十一番地	理事
令和五年九月五日	星 雄一	登米市迫町新田字西坂戸百七十四番地	理事
令和五年九月五日	高橋 義智	栗原市若柳字上畑岡磯百十九番地	監事
令和五年九月五日	菅原 精一	登米市迫町新田字松原三十七番地	監事

○宮城県の任用、給与、勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし、人事行政における公正性及び
透明性を確保するため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年宮城県条例第二十
十号）第四条の規定に基づき、宮城県の令和四年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の
業務の状況について別冊のとおり公表する。

令和五年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工
区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年九月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

名取市愛島笠島字北東宮下八十五番の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市愛島笠島字北東宮下八十四番地

加藤 雄貴

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年九月二十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市大曲字権右工門下九十八番三

東松島市大曲字堺堀百五十三番地七 メゾンH

ALIB二〇二

三浦 潤也

東松島市大曲字堺堀百五十三番地七 メゾンH

ALIB二〇二

三浦 由貴子

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十四号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。

令和五年九月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

浦宿一区集会所の項中、「同 郡同 町浦宿浜字浦宿二一番地二」を「同 郡同 町浦宿浜字浦宿八一番地八七」に改める。